

宮崎県農作物栽培慣行基準策定要領

平成15年6月 6日
最終改正 令和3年4月1日
農政水産部農業普及技術課

(趣旨)

第1条 国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日食流第3889号）の改正（平成15年5月26日）により、特別栽培農産物は、化学合成農薬及び化学肥料の節減割合が5割以上であることと定義されたが、その比較基準については、地方公共団体が策定又は確認する必要があるため、本県で生産される農作物の化学合成農薬及び化学肥料の使用の慣行基準（以下「慣行基準」という。）を作物及び作型ごとに策定する。

(策定方針)

第2条 慣行基準は、別に掲げる宮崎県農作物栽培慣行基準策定方針に基づいて策定する。

(策定委員会)

第3条 慣行基準の内容について協議するため、宮崎県農作物栽培慣行基準策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、別表1に掲げる職にある者により構成する。

3 委員会は、作物及び作型ごとの慣行基準について協議する。

(作業班)

第4条 慣行基準の策定に必要な調査検討を行うため、委員会に作業班を設置する。

2 作業班は、別表2に掲げる職にある者により構成する。

3 作業班は、作物及び作型ごとの化学合成農薬及び化学肥料の慣行の使用水準を調査検討する。

(関係機関・団体との連携)

第5条 慣行基準の策定は、県経済農業協同組合連合会、各農業協同組合、地域農業改良普及センターをはじめとする関係機関、団体等と連携を密にして実施する。

特に、地域の栽培基準及び栽培暦並びに現地における使用事例調査は、県経済農業協同組合連合会、地域農業改良普及センター及び各農業協同組合の協力を得て実施する。

(慣行基準の改訂)

第6条 慣行基準は、必要に応じて、変更、新たな作物及び作型の新設等の改訂を行う。なお、改訂に当たっては、第2条から第5条の規定を準用する。

2 慣行基準の新設を必要とする農業団体、農業者等は、別記様式により宮崎県農業普及技術課長に策定申請を行う。ただし、県内で生産されていない作物、生産がごくまれな作物等で策定が困難と判断される場合は申請を受け付けない。

3 申請受付は、年2回（2月、8月の各1ヶ月間）を行い、それぞれ5月及び11月に申請者に対し結果を通知する。

(普及・啓発)

第7条 慣行基準については、関係機関、団体等を通じて普及・啓発に努める。

附 則

この要領は平成15年6月6日から施行する。

附 則

この要領は平成16年5月24日から施行する。

附 則

この要領は平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年8月24日から施行する。

この要領は令和3年4月1日から施行する。

別表1
宮崎県農作物栽培慣行基準策定委員会構成

所 属	職 名	備 考
宮崎県農政企画課	課長補佐（技術担当）	
宮崎県農産園芸課	課長補佐 (企画・水田担当)	
〃	〃（畑作・園芸担当）	
宮崎県総合農業試験場	土壤環境部長	
〃	生物環境部長	
〃	作物部長	
〃	野菜部長	
〃	果樹部長	
〃	畑作園芸支場長	
〃	茶業支場長	
〃	亜熱帯作物支場長	
宮崎県総合農業試験場	専門技術担当副場長	
宮崎県農業普及技術課	課長	委員長
〃	課長補佐（技術担当）	副委員長
宮崎県農業普及技術課	環境保全担当	事務局

別表2 宮崎県農作物栽培慣行基準策定作業班構成

	所 属	担当職名	備 考
野菜作業班	宮崎県農産園芸課 〃 〃 宮崎県総合農業試験場土壤環境部 〃 生物環境部 〃 野菜部 〃 畑作園芸支場 宮崎県総合農業試験場専門技術センター 〃 〃 〃	畠作農業担当 施設園芸担当 露地園芸担当 副部長 〃 〃 主 任 専門技術指導担当 (野菜担当) (土壤肥料担当) (病害虫担当)	関係作物のみ 協議に参加 班 長
果樹作業班	宮崎県農産園芸課 宮崎県総合農業試験場土壤環境部 〃 生物環境部 〃 果樹部 〃 亜熱帯作物支場 宮崎県総合農業試験場専門技術センター 〃 〃 〃	露地園芸担当 副部長 〃 〃 主 任 専門技術指導担当 (果樹担当) (土壤肥料担当) (病害虫担当)	関係作物のみ 協議に参画 班 長
作物作業班	宮崎県農産園芸課 宮崎県総合農業試験場土壤環境部 〃 生物環境部 〃 作物部 宮崎県総合農業試験場専門技術センター 〃 〃 〃	水田農業担当 副部長 〃 〃 専門技術指導担当 (作物担当) (土壤肥料担当) (病害虫担当)	班 長
茶・特用作物作業班	宮崎県農産園芸課 宮崎県総合農業試験場土壤環境部 〃 生物環境部 〃 茶業支場 宮崎県総合農業試験場専門技術センター 〃 〃 〃	畠作農業担当 副部長 〃 栽培科長 専門技術指導担当 (特用作物担当) (土壤肥料担当) (病害虫担当)	班 長
	宮崎県農業普及技術課	技術革新担当	事務局

宮崎県農作物栽培慣行基準策定方針

1 基本的な考え方

県では、平成11年12月に「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を策定し、平成13年3月にその追補版となる「環境保全型農業技術指針」を策定して化学合成農薬及び化学肥料を節減した栽培を指導してきている。

そのため、慣行基準は原則として、これらの技術指針に示された技術が導入される以前の栽培の水準とする。

2 化学合成農薬の使用水準について

県が策定した「病害虫・雑草防除等指導指針」(平成14年3月)を基本とし、地域の栽培基準及び栽培暦並びに現地における使用事例調査の結果を検討して策定する。

3 化学肥料の使用水準について

県が策定した「主要作物の施肥基準」(平成11年3月)、「宮崎県野菜栽培指針」(平成11年2月)、「宮崎県果樹栽培指導指針」(平成13年3月)、「宮崎県主要農作物等栽培基準」(平成13年3月)及び「宮崎県茶栽培指針」(平成11年3月)を基本とし、地域の栽培基準及び栽培暦並びに現地における使用事例調査の結果を検討して策定する。

4 作型、地域性等について

- (1) 同一作物であっても、栽培時期や栽培期間によって、化学合成農薬及び化学肥料の使用量が異なるため、作型別に策定し、栽培期間及び収穫期間を明示する。
- (2) 同一作物、同一作型であっても、地域によって、化学合成農薬及び化学肥料の使用量が異なるため、必要に応じて地域別に策定する。
- (3) 作物によっては、土壤条件(火山灰土壤、非火山灰土壤)によって、化学肥料の使用量が異なるため、必要に応じて土壤条件別に策定する。
- (4) 作物によっては、栽培技術の導入によって、化学肥料の使用量が異なるため、必要に応じて導入技術別に策定する。
- (5) 果樹や茶などの永年作物については、収穫終了後からの1年周期で策定する。

(別記様式)

農作物栽培における化学合成農薬及び化学肥料使用の 慣行基準策定申請書

宮崎県農業普及技術課長 殿

年 月 日

組織の名称 :

代表者氏名 :

電話番号

()

所 在 地 :

国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づいて農産物の生産・表示を行うために、化学合成農薬及び化学肥料使用の慣行基準を策定いただきたく下記により申請します。

記

作物名			
品種等			
播種期	月 旬～ 月 旬	月 旬～ 月 旬	月 旬～ 月 旬
定植期	月 旬～ 月 旬	月 旬～ 月 旬	月 旬～ 月 旬
収穫期間	月 旬～ 月 旬	月 旬～ 月 旬	月 旬～ 月 旬
栽培する市町村名			
土壤条件	火山灰土、灰色低地土	火山灰土、灰色低地土	火山灰土、灰色低地土
露地・施設の別	露地、施設 トンネル	露地、施設 トンネル	露地、施設 トンネル
特記事項 (導入技術等)			

※ 土壤条件及び露地・施設の別についてはそれぞれ該当するものを○で囲む